

第1章

下水道ビジョンの策定にあたって

- 1.1 目的と位置付け
- 1.2 計画期間
- 1.3 本計画の進め方
- 1.4 本書の構成



第1章 下水道ビジョンの策定にあたって

1.1 目的と位置付け

1.1.1 目的

国土交通省は、平成 17 年に「下水道ビジョン 2100」を、平成 26 年に「新下水道ビジョン」を作成・公表しました。

新下水道ビジョン策定から人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化などの課題は一層進行し、より深刻度を増しています。こうした社会情勢

の変化等を踏まえ、新下水道ビジョンの実現加速の観点から5年程度で実施すべき施策として平成 29 年に「新下水道ビジョン加速戦略」が策定されています。

流山市（以降、本市とします）でも、この理念にあわせた計画をつくる必要が生じ、今回下水道ビジョンを策定しました。



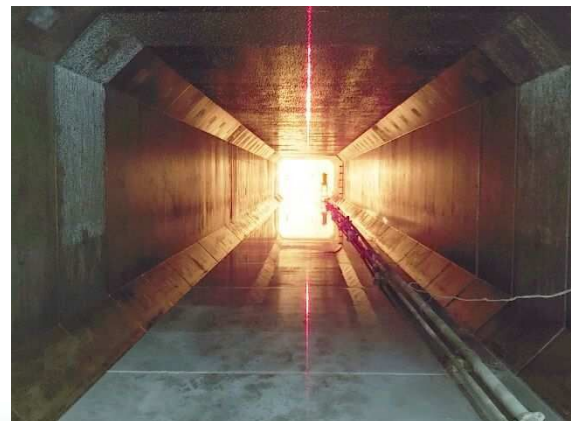
西平井調整池（にしひらい水鳥の池）



新東谷調整池



汚水管渠整備



大堀川1号幹線（雨水）



1.1.2 位置付け

流山市下水道ビジョンは、国連が示すSDGsの理念とともに、本市の最上位計画である「流山市総合計画（令和2年3月策定）」に掲げた下水道に関する施策を推進するための個別の計画として位置付けます。

なお、策定するにあたり、公共下水道の上位計画である流域下水道計画、および

来の施設整備や維持管理の基本的方針について関連計画である「汚水適正処理構想」、「浄化槽整備計画」、「下水道事業ストックマネジメント」との整合を図るものとします。以下に、上位計画および関連計画の主な計画内容と位置付けを示します。

（図 1-1-1）

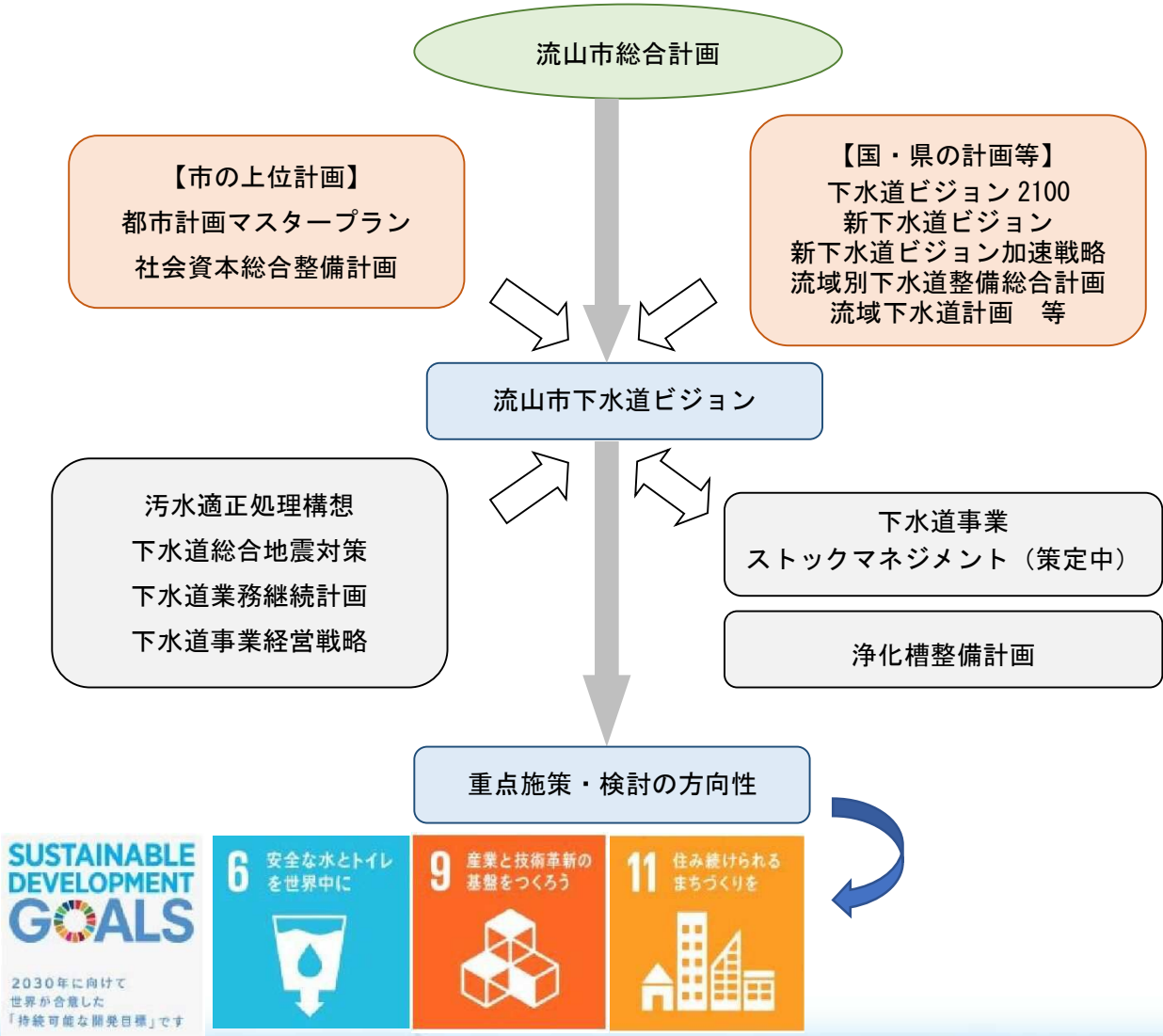


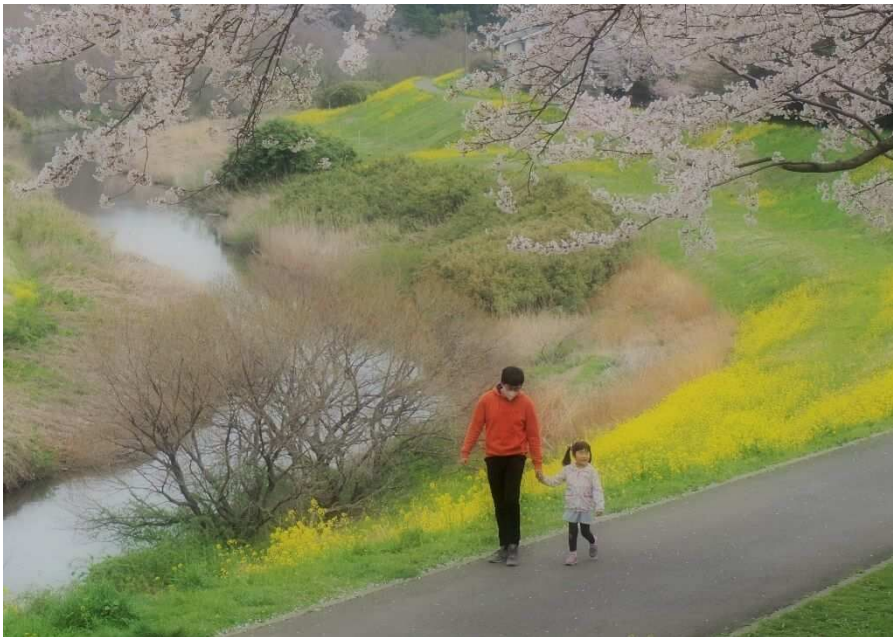
図 1-1-1 流山市下水道ビジョンの位置付け

1.2 計画期間

本計画では、将来の本市下水道の目指すべき姿を見すえたうえで、当面の事業の計画期間として10年間を設定します。具体的には令和5（2023）年度から令和14

（2032）年度までの10年間を対象とし、この期間に、どのような事業を、どのような手順で進めていくかについてとりまとめるものとします。

計画期間：令和5（2023）年度～令和14（2032）年度



利根運河（市議会だより写真コンクール入賞作品より）



水鳥の池の鳥たち



1.3 本計画の進め方

1.3.1 進め方の基本的な考え方

本計画の策定【PLAN】は、ゴールではなくはじまりです。

- ① 計画を策定し【PLAN】
- ② 次に計画に沿って実行し【DO】
- ③ 順調に進んでいるか確認し【CHECK】
- ④ 計画からずれている場合は原因を調べて改善策をつくり【ACTION】
- ⑤ 計画を修正し【PLAN】
- ⑥ 修正した計画に沿って実行します【DO】

このような一連の PDCA サイクルをくりかえし続けていくことで、本計画はより良い形で実行され、将来の目標達成、ひいては本市の目指すべき下水道事業の実現が可能となります。なお、本計画に書かれていないものであっても、将来の目標の達成や目指すべき下水道事業の実現に必要なことと判断される場合は、変更・見直しを行い、適切に計画に反映させていくものとします。

1.3.2 具体的な手順

短期（毎年度：実績＋進捗）、中期（5年ごと：短期分＋詳細実績＋進捗と乖離時の原因の把握）、長期（最終年度：短期・中期分＋総合評価＋次期計画）の間隔の異なる3段階のPDCAサイクルを回すことにより、本計画の実効性と目標の達成を担保で

きるようにします。（図 1-3-1）

また、非常時には、平常時とは別の実績データを整理し、次の非常時に活かせるようにします。それぞれのPDCAサイクルでの整理項目や実施時期、役割などは表 1-3-1のとおりです。

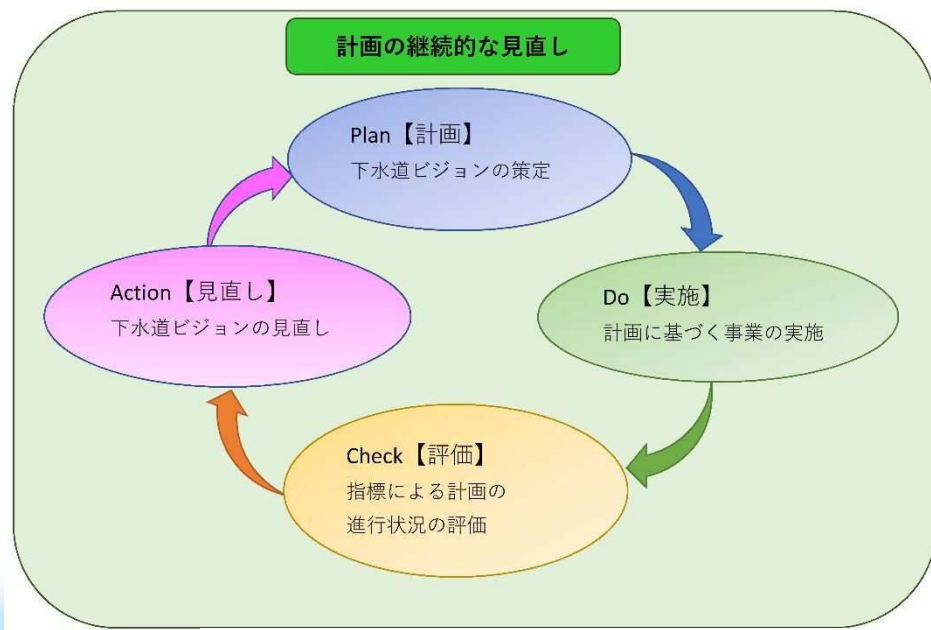


図 1-3-1 PDCA サイクルのイメージ

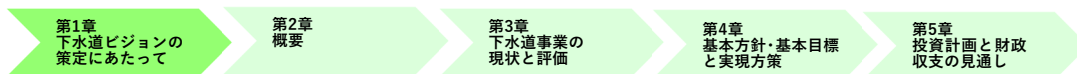


表 1-3-1 PDCA サイクルの整理項目と実施時期

場面	項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	非常時
		短期	短期	短期	短期	中期	短期	短期	短期	短期	長期	
平常時	基本項目	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	ストックマネジメント	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	浄化槽整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	雨水整備			●	●	●	●					
	実施方策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	人口推計値					●					●	
	財政予測					●					●	
	総合評価										●	
非常時	災害詳細										●	●
	被害状況										●	●
	復旧状況										●	●
	問題点・課題										●	●
	市民情報・苦情										●	●
	対策費用										●	●

1.4 本書の構成

本書の各章は、以下のように構成されています。

第1章が本章であり、第2章では本市および本市下水道の概要についてまとめている

ます。第3章は現状をまとめ、第4章で目指すべき姿とそのための方策を示し、第5章で財政面の見通しをまとめています。



第2章

概要

2.1 市の概要

2.2 下水道事業の沿革

2.3 下水道施設の概要



第2章 概要

2.1 市の概要

2.1.1 市の沿革

本市は、昭和 26（1951）年 4 月に流山町・八木村・新川村が合併して江戸川町となり、名称を流山町に改めました。昭和 42（1967）年 1 月に市制が始まり、平成 29（2017）年に 50 周年をむかえた「水と緑の豊かな自然が息づく住宅文化都市」です。

平成 17（2005）年 8 月に都心直結と

なるつくばエクスプレスが開通したことにより、沿線駅である流山おおたかの森駅や流山セントラルパーク駅のまわりには、質のよい住宅地の整備とあわせて、商業施設などの整備が進められています。

特に、流山おおたかの森駅周辺のセンター地区は、本市の中心核としてのまちづくりが進められています。

2.1.2 人口動向

本市の人口は、昭和 30（1955）年代初め頃の住宅団地開発により急増し、昭和 30（1955）年から昭和 50（1975）年にかけては 10 年間ごとに倍増しました。その後、増え方はゆるやかになりましたが、令和 2（2020）年の人口は昭和 30（1955）年のおよそ 10 倍となっています。（図 2-1-1）

人口の伸びは平成 2（1990）年ごろから徐々に鈍化していましたが、平成 17（2005）年以降、特につくばエクスプレス

開通の頃から再び加速してきています。

地域別にみると、歴史、自然、立地的属性から北部、中部、南部および東部に分けられます。近年、伸びが大きいのはつくばエクスプレス沿線にあたる中部・南部であり、全体の人口の伸びの大半を占めています。4 地域の中で北部だけは人口が減っているのも特徴といえます。

一方、世帯人員は減少傾向にあり近年では 3 人を切っています。

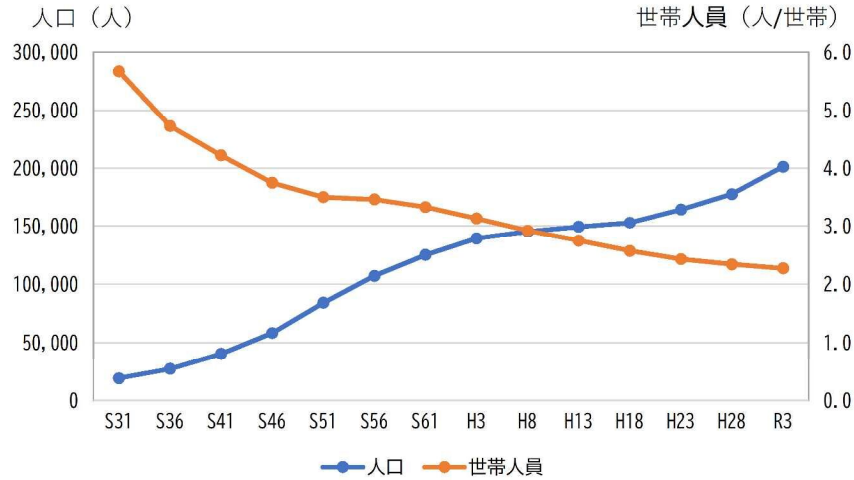


図 2-1-1 人口と世帯人数の推移

平成 21(2009)年度から令和 3(2021)年度まで年齢別構成で見ると、14 歳以下の人口では約 1 万人増で約 1.5 倍、15 歳から 64 歳までの人口は約 1.7 万人増で約 1.2 倍、65 歳以上の人口は約 1.5 万人増

で約 1.5 倍となり、全体で見ると平成 21 年度の 1.3 倍の人口となっています。

高齢化率(65 歳以上の人口の割合)で見ると、近年減少傾向を示しています。(図 2-1-2)

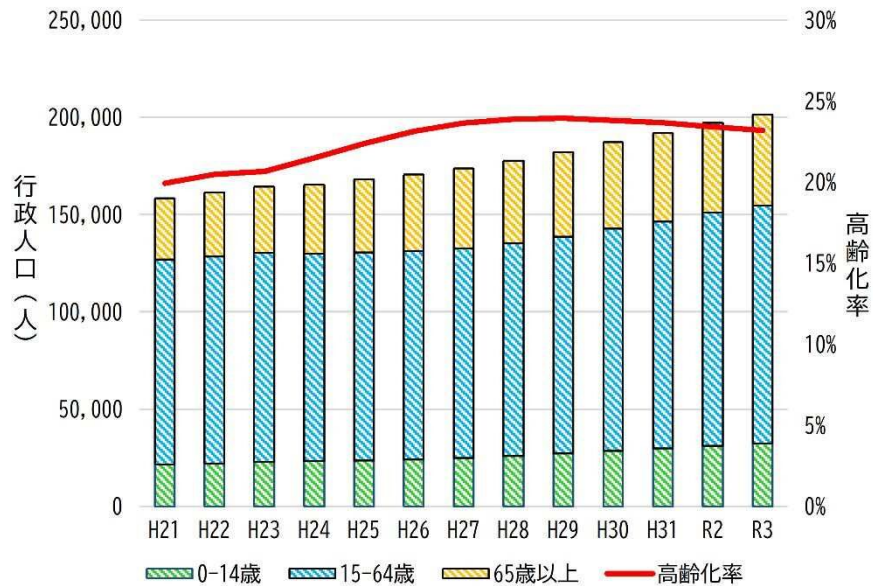


図 2-1-2 年齢別行政人口と高齢化率の推移



2.1.3 つくばエクスプレス沿線整備

平成 17 (2005) 年に開通したつくばエクスプレス沿線の市街地は「一体化法※」に基づいた鉄道の建設と沿線の一体的なまちづくりである「一体型土地区画整理事業」が進められてきました。事業の対象は、新市街

地地区（流山おおたかの森駅周辺）、運動公園周辺地区（流山セントラルパーク駅周辺）、西平井・鱈ヶ崎地区、鱈ヶ崎・思井地区、木地区（南流山駅南）の5地区です。（図 2-1-3）

【一体化法】正式名称は「大都市地域における宅地開発および鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」

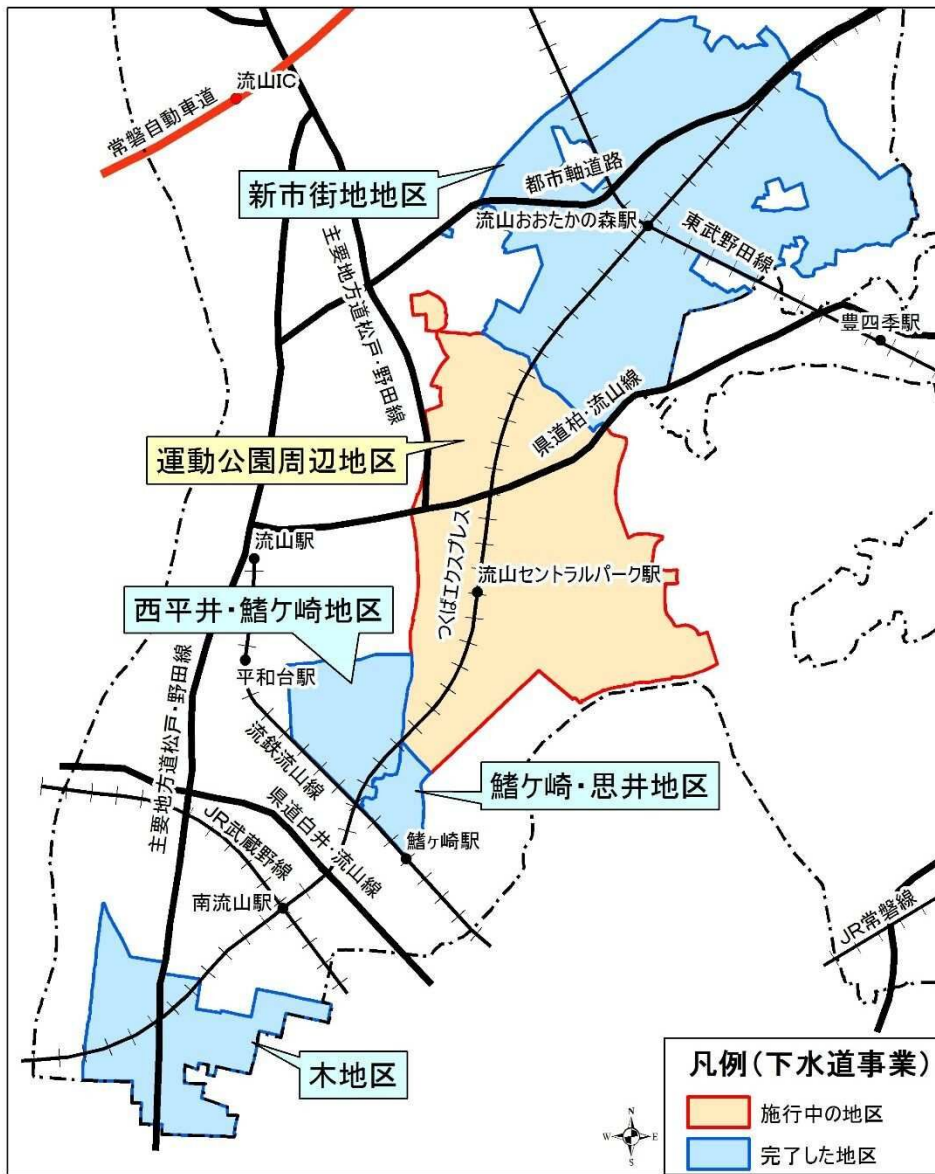


図 2-1-3 つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業

2.2 下水道事業の沿革

本市の下水道は、昭和 48（1973）年 3 月に流山市公共下水道基本計画を策定し、昭和 48（1973）年 12 月に江戸川左岸流域下水道および平成 3（1991）年に手賀沼流域下水道の流域関連公共下水道として整備に着手し 48 年もの長きにわたり、浸水を防ぎ、生活環境の改善・公共用水域の水質保全に貢献してきました。（表 2-2-1）

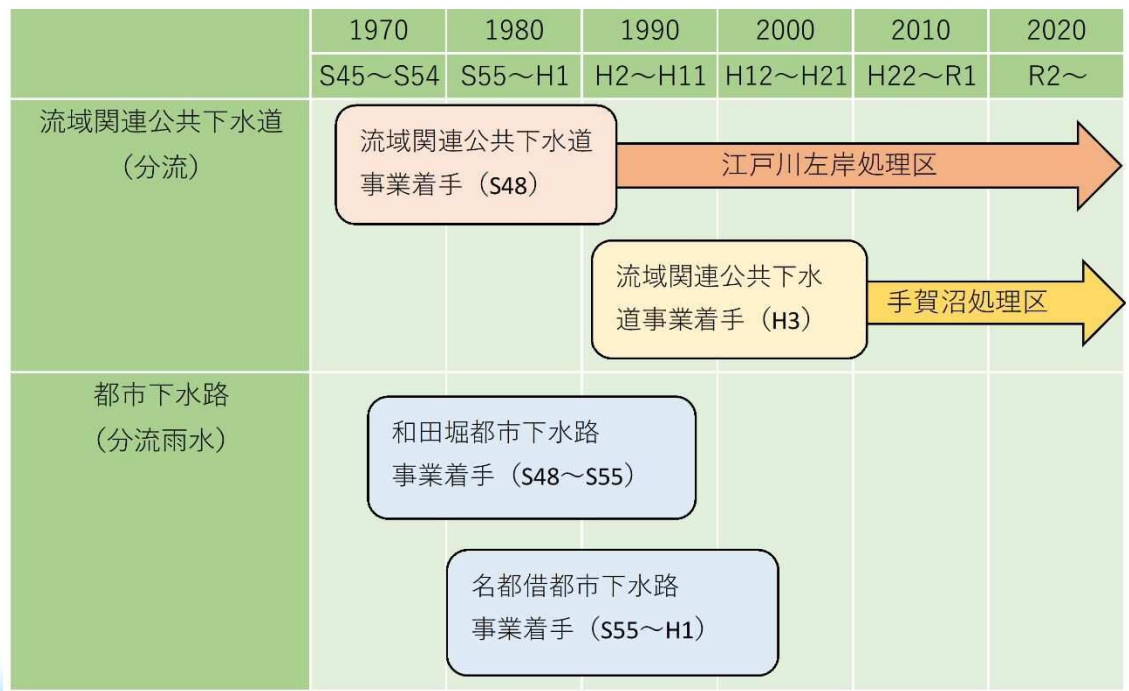
まず、本市の約 8 割の区域（江戸川左岸流域と手賀沼流域）を対象区域とし、流域関連公共下水道として市街化区域の整備を行い、昭和 57（1982）年に南流山地区に着手し、平成 14（2002）年からつくばエクスプレス沿線整備区域の整備を行ってきました。

また、老朽化したコミュニティプラント（集中浄化槽）の下水道への取り込みも行っていきます。この間、8 回の全体計画の見直しが行われ現在に至っています。

一方、浸水への備えとして昭和 48（1973）年に和田堀都市下水路、昭和 55（1980）年に名都借都市下水路の整備に着手し、その後浸水が懸念される区域を中心に下水道調整池（4か所）を整備しています。

昭和 48（1973）年度から特別会計を設置し、官庁会計方式により事業を行ってきましたが、平成 27（2015）年度に地方公営企業法の全部を適用するとともに、組織としては水道事業と統合しました。

表 2-2-1 本市の下水道事業の沿革



2.3 下水道施設の概要

本市の下水道計画は分流式で、汚水は汚水管路で集水し流域下水道に流し、雨水は雨水管路で集水し河川へ流しています。下水道計画区域は、東武野田線を境に西側が江戸川左岸処理区、東側が手賀沼処理区の2つの処理区にわかれています。

江戸川左岸処理区は28処理分区、手賀沼処理区は13処理分区からなります。

ポンプ施設は、マンホールポンプが25箇所整備されています。雨水調整池は、4箇所整備されています。

本市で集めた汚水は、県が運営する流域下水道の終末処理場で処理されています。江戸川左岸流域下水道は、本市を含む8市から汚水を集め、江戸川終末処理場で処理し旧江戸川に放流しています。手賀沼流域下水道は、本市を含む7市から汚水を集め、手賀沼終末処理場で処理し手賀川を経て利根川に放流しています。(図2-1-4)

なお、全体計画は、今後、上位計画と整合を図り、計画処理面積を縮小する予定です。現時点の事業概要を示します。(表2-3-1)

表2-3-1 流山市公共下水道事業の概要

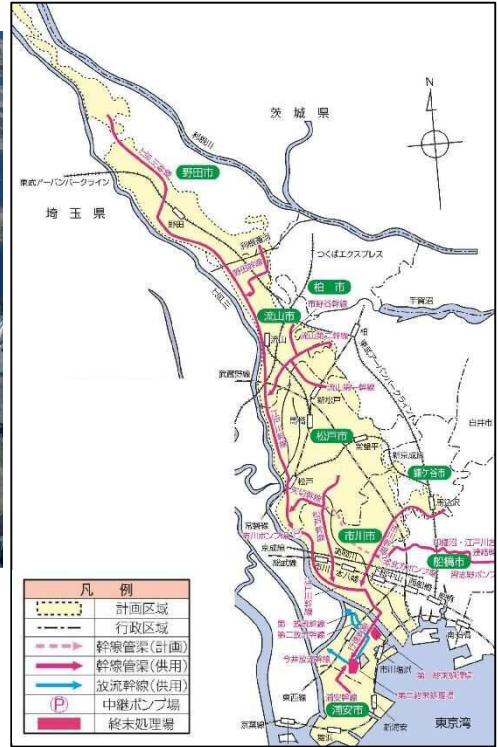
項目	江戸川左岸処理区		手賀沼処理区	
	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
目標年次	令和6年度	令和6年度	令和6年度	令和5年度
計画処理面積	2,872.2ha	1,916.1ha	472.8ha	351.5ha
下水道計画人口	144,500人	136,620人	21,500人	20,430人
排除方式	分流式	同左	分流式	同左
計画汚水量	日平均			
	55,148m ³ /日	45,840m ³ /日	8,070m ³ /日	6,930m ³ /日
処理分区	28処理分区	27処理分区	13処理分区	12処理分区
幹線管渠(汚水)	54幹線	45幹線	8幹線	8幹線
	37,090m	28,400m	4,900m	4,900m
排水区	74排水区	17排水区	20排水区	12排水区
幹線管渠(雨水)	43幹線	19幹線	13幹線	10幹線
	40,770m	15,050m	13,150m	7,700m
下水道調整池	4箇所	4箇所	—	—

全体計画：将来の地域の状況に対応した長期的な下水道整備の実施計画であり、上位計画である流総計画（東京湾流域別下水道整備総合計画・利根川流域別下水道整備総合計画）や流域下水道（江戸川左岸流域下水道・手賀沼流域下水道）、都道府県構想（千葉県汚水適正処理構想）に適合している必要があります。

事業計画：全体計画のうち、人口密集地域や土地利用の状況等を勘案し、概ね5～7年程度の財政等の点で整備可能な内容を定めています。



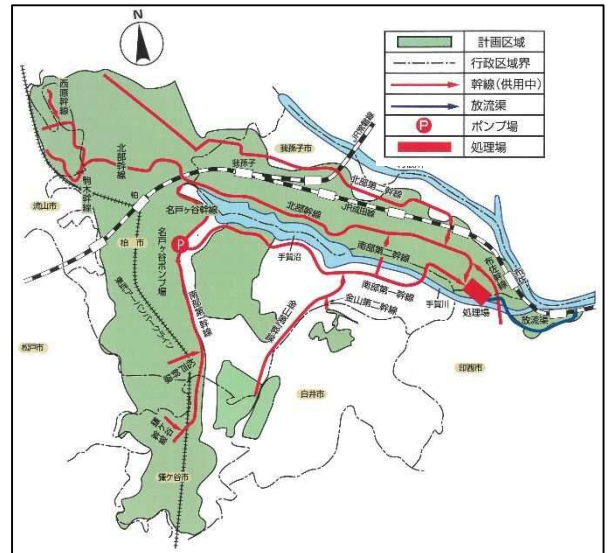
江戸川第二終末処理場



江戸川左岸流域下水道の全体図

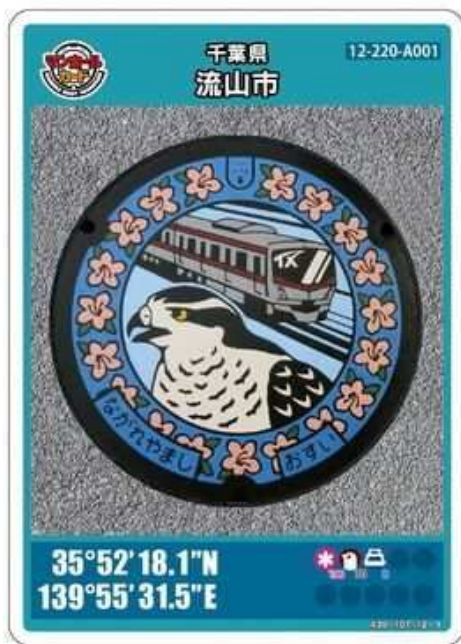


手賀沼終末処理場



手賀沼流域下水道の全体図

図 2-1-4 流山市が関係する流域下水道



マンホールカード

